

## 地区とのタウンミーティング 議事概要

日 時	令和7年11月18日（火）午後6時00分～午後7時00分
地 区	南星台地区
場 所	南星台区集会所
参加人数	37人

### テーマ1 「公共交通の今後について」

#### 主 旨（区長）

- 京阪バス撤退後の翌日から「おりひめバス」を運行いただき感謝している。おりひめバスの乗客数等の現状を教えてほしい。

#### 市 長

- 南星台に係る路線は3つあり、「交野市駅ルート」は好調で9月は1便平均15人の乗車があり、「星田駅～南星台ルート」は交野市駅方面のルートに比べると利用は少なめである。
- 「おりひめバス」の年間売上は約5,000万円で、運行コストは約2億円（大半が人件費）である。財源については、市の財源確保策（基金利息収入、一部市街化調整区域への都市計画税課税、し尿広域処理、小中学校のタブレット更新など）により、年間3.5億円の歳入アップを見込んでおり、バス運行は継続可能である。
- 令和8年度7月にダイヤを改正予定であり、「星田駅～南星台ルート」を45分に1本とする増便方向で調整中であり、バス停も南星台1・2丁目付近への増設を検討中である。3丁目付近にもバス停が必要と考えていたが、歩道がないため、警察協議に時間を要しており保留中である。市はバスを公共交通として必要と判断しており、「継続・拡充・利用促進」を来年度方針とする。

#### 意 見

- おりひめバスは、交野市駅方面に向かうには便利であるが、星田駅から南星台方面へ向かう路線は不便である。もう少し早いサイクルで運行できないのか。  
→[市長] 45分に1本の増便を検討中である。また、将来的にはコモシティと南星台のルートを、土日祝も含めて分離したいと考えている。しかし、現状ではコモシティのルートについては通勤通学に利用される方も多くいるため、朝の時間帯には南星台側の便もコモシティへ回る必要がある。増便はするが、現状分離には至らない点は理解いただきたい。

### テーマ2 「創造の森開発事業及び集会所について」

#### 主 旨（区長）

- 創造の森開発事業が最終段階となっているため、今後の展望を教えてほしい。新設される集会所については、分かる範囲の情報を教えてほしい。

## 市長

- 工事は概ね完了しており、今年度中に大阪府の完了検査を受ける予定である。完了検査後、新たに約1,000㎡の広場が整備され、階段などアクセス性が向上し、安全で使いやすい空間となる見込みであり、実際の利用開始は来年度からである。
- 広場の具体的な活用は、来年度以降に住民と協議し、遊具や健康器具、防災倉庫などの設置要望があれば検討する。当該地は「特定公園」であり、建造物等を容易に設置できないため、市を通じて大阪府と協議し、市が責任をもって対応する。急傾斜地工事の事業者は佐々木産業であり、土地売買事業者は野村工務店である。現在、野村工務店と開発内容について協議中である。
- 開発許可はまだ下りておらず、図面をもとに協議し、内容が整い次第、大阪府に申請し、許可後に開発着手となる。
- 新しい集会所はバスロータリー南側に設置予定であり、面積は150～160㎡程度を想定しており、都市計画用途は第二種中高層住居専用地域である。開発による造成後、野村工務店が建売住宅を建設・販売し、一定落ち着いた段階で新会館（集会所）が建設され、市に寄付されるスキームである。寄付された後の名義は市になるため、固定資産税は発生しない。
- 旧ゲートボール場の未利用地では、区が売却を容認するのであれば、その売却益も含め、市として新広場や集会所整備に一定の負担をすべきと考えている。また、現会館は、新会館の整備段階で返還を求めることはせず、新会館完成後に区と協議をする考えである。
- 新会館は、このエリア全体として2か所整備予定であり、もう一か所は埋め立てられた全現堂池側に設置する計画で、両方を避難所とする条件のもと土地売却している。全現堂池側に設置することで3丁目はそちらを利用できることになると考えている（4・5丁目の方はバスロータリー南側の新会館を、1丁目の方は第三中学校を避難所として使用されるものと考えている）。会館の構造は、平屋もしくは2階建て＋エレベーター、スロープの有無など、バリアフリー性も含めて地域の意向を踏まえ検討していく方針である。
- 南星台、星田山手、妙見東エリアの指定緊急避難所の在り方には課題があり、市として検討が必要であると認識している。
- 会館整備のスキームとしては、①区に対しての「地域施設等整備補助金」に補助を上乗せする方法、②避難所として市が建物を整備し、国の補助（7割）と市負担（3割）で進める方法の二案を念頭に置いている。避難所として国の補助を受ける場合、建物本体の整備費用を地域に負担を求めるのは過大であると考えている。

### テーマ3 「私有地の雑草・樹木の対応について」

#### 主旨（区長）

- 長期間放置された私有地において、草木が繁茂している土地や、倒木の危険が高まっている土地があり、所有者不明で対応が難しいことから、地区は市の関与や改善策を求めている状況である。
- 所有者と連絡を取るため、自治会長が法務局で地番を調査し、所有者宛に通知を送付したが、宛所不明で返送され、所在が確認できない状況である。市に相談もしているが、私有地であるため市は対応困難との対応であった。しかし、住民から市へ要望を提出したところ、市は「私有地のため対応は難しいが、所有者に連絡し、近隣住民が伐採してもよいかを確認する」と回答があった。また、所有者が伐採を許可し、住民で伐採した後は、市が処理・運搬等を行うとも回答があった。
- 市は、個人情報のため所有者情報を開示できないというが、住民の危険回避のため、現実的な対応策や手続きの在り方を教えてほしい。

#### 市長

- 土地所有者を調べる一般的な方法は、法務局で地番をもとに不動産登記簿で確認するものだが、相続未登記等で実際の所有者が不明なケースが多い状況である。
- 市には固定資産税情報から所有者を把握する方法があるが、個人情報保護の観点から住民に氏名や住所を伝えることはできない。
- 建物が存在する場合は、著しい管理不全が認められれば「特定空き家」として、市が強制措置を取ることが可能であるが、建物のない空き地の場合は法的手段が乏しく、市が勝手に草刈り等を実施することは難しい。
- 山林についても所有者は存在するが、境界線が不明確な場所が多く、市として対応が困難な場合が多い。市では所有者を特定して催告や依頼文書を送付している。
- 民法改正により、越境した樹木については、所有者に催告し一定期間内に対応がなければ強制的に伐採できる制度が整備されている。市では、妙見坂で個人宅の越境木を伐採した事例があり、市職員が作業したため、所有者への費用請求は困難であった。
- 市が強制対応するケースは「本当に危険なケース」に限定する運用であり、市が安易にすべての事例に対応することは困難である。
- 南星台に関しては、個人宅の敷地内で市が即対応すべき深刻なケースは少ない。草繁茂の空き地などは、基本的に所有者への働きかけが前提となる。山林に関しても、多くの場合は所有者が把握できており、深刻な状況の場合は所有者へ依頼のうえ、個別判断する方針である。
- いずれの問題も、ケースごとに住民や地区と相談しながら判断する必要があり、市としても一律の対応は難しい。山林の倒木に係る相談窓口は「都市まちづくり部土木管理課（別館2階）」で対応している。